

税務 相談室



北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

医業の収入金額

質問1

自由診療収入は、租税特別措置法第26条に列挙されているもの以外の診療報酬であるとのことですが、例えば国民健康保険条例によって保険給付の対象から除かれていますが、保険診療と同一の基準で患者から徴収している療養費などはどうなるのでしょうか。

回答

保険診療と同一基準で徴収していても、租税特別措置法第26条に列挙された報酬以外の報酬は、自由診療収入となります。

保険診療収入となる診療報酬は、租税特別措置法第26条第2項の第1号から6号に規定されているものに限定されています。したがって例えば、同業者の団体等と病医院が任意の契約等を結んで、その契約に基づき社会保険に類似する行為を行ったことにより受ける診療報酬や、保険診療と同一基準で徴収した療養費などであっても、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる診療収入以外は、税務上は自由診療収入として取り扱われ、租税特別措置法の特例は適用されないこととなります。ちなみに税務上「自由診療収入」とされる主な診療報酬には次のようなものが考えられます。

- (1) ①自費診療報酬②保険制限外診療報酬③室料差額収入④正常妊娠助産報酬⑤美容整形報酬⑥通常近眼手術報酬⑦優生手術報酬⑧予防接種料⑨健康診断料⑩医療相談料⑪診断書作成料
- (2) ①労働者災害補償保険法・②国家公務員災害補償法・③母体保護法・④性病予防法・⑤自動車損害賠償保障法等による診療報酬
- (3) その他、例えば同業者団体との任意契約による社会保険類似の診療報酬等。

質問2

私は家が貧しいため、某町により、卒業後その町の保健所に勤めることを条件に毎月10万円の奨学金を受けています。卒業後、その町の保健所に勤めなかった場合は全額返還することになっています。この場合の奨学金の課税関係はどのようになるのでしょうか。

回答

学校を卒業してその町の保健所に医師として勤めた場合には、その勤めた日の属する年の雑所得となります。

学生が受ける奨学金には、次のようなものがあり、その課税関係はそれぞれの区分に応じ次のとおりとなります。

- (1) 全く返還を要しないもの・・・学資金相当額については非課税、それを越える部分については雑所得
- (2) 一定の条件を満たせば返還しなくてよいもの・・・返還を要しなくなった時の雑所得
- (3) 一定期間の据え置き後返還するもの・・・課税の対象としない

ご質問の場合は、卒業後その町役場に勤めた場合は返還しなくてもよいという条件になっていますので上記の(2)に該当し、その町役場に勤めた時点でそれまでに受けた奨学金相当額の利益を受けることとなり、勤めた年の所得として課税されることとなります。

この場合の所得区分は、雇用契約の履行以前に当たりますので、雇用契約に基づく給与所得には該当しませんから雑所得ということになります。

なお、支給される学資金が非課税とされるのは、その学資金が給与その他対価としての性質がない場合に限られておりますので、卒業後、その役場に勤めることが条件になっているご質問の場合の奨学金は、これに該当しないこととなります。